

計量制度検討小委員会報告書の例示と見直し案との関係

	特定計量器の名称、範囲等	報告書 例示	見直し 案
1	タクシメーター		
2	非自動はかり（目量が 10mg 以上であって、目盛標識の数が 100 以上のもの）		
3	手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量が 10mg 以上のもの		
4	自重計（貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。）		
5	分銅（表す質量が 10mg 以上のもの）		
6	定量おもり及び定量増おもり		
7	ガラス製温度計（計ることができる温度が-30 以上 360 以下のもの）		
8	ベックマン温度計（温度の上昇の計量に使用するもの）		
9	ガラス製体温計		
10	抵抗体温計		
11	皮革面積計		
12	水道メーター（口径が 350mm 以下のもの）		
13	温水メーター（口径が 40mm 以下のもの）		
14	燃料油メーター		
15	液化石油ガスメーター（口径が 40mm 以下のもの）		
16	ガスメーター（口径が 250mm 以下）		
17	排ガス積算体積計		
18	排水積算体積計		
19	量器用尺付タンク（自動車に搭載するもの）		
20	排ガス流速計		
21	排水流速計		
22	密度浮ひょう（耐圧密度浮ひょう以外のもの）		
23	耐圧密度浮ひょう（液化石油ガスの密度の計量に使用するもの）		
24	アネロイド型圧力計（計ることができる圧力が 0.1MPa 以上 200.2MPa 以下のものであって、最小の目量が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の 150 分の 1 以上のもの）		
25	アネロイド型血圧計		
26	排ガス流量計		
27	排水流量計		

	特定計量器の名称、範囲等	報告書 例示	見直し 案
28	ボンベ型熱量計		
29	ユンケルス式流水型熱量計		
30	積算熱量計（口径が 40mm 以下のもの）		
31	最大需要電力計		
32	電力量計		
33	無効電力量計		
34	照度計		
35	騒音計		
36	振動レベル計		
36	ジルコニア式酸素濃度計（計ることができる最高の濃度が 5 vol%以上 25 vol%以下のもの）		
38	溶液導電率式二酸化硫黄濃度計（計ることができる最高の濃度が 50 vol ppm 以上のもの）		
39	磁気式酸素濃度計（計ることができる最高の濃度が 5 vol%以上 25 vol%以下のもの）		
40	紫外線式二酸化硫黄濃度計（計ることができる最高の濃度が 50 vol ppm 以上のもの）		
41	紫外線式窒素酸化物濃度計（計ることができる最高の濃度が 25 vol ppm 以上のもの）		
42	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計		
43	非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計		
44	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計（最小の目量が 100 vol ppm 未満のもの及び最小の目量が 100 vol ppm 以上 200 vol ppm 未満のものであって計ることができる最高の濃度が 5 vol ppm 未満のもの）		
45	化学発光式窒素酸化物濃度計（計ることができる最高の濃度が 25 vol ppm 以上のもの）		
46	ガラス電極式水素イオン濃度検出器		
47	ガラス電極式水素イオン濃度指示計		
48	酒精度浮ひょう		
49	比重浮ひょう		
50	重ボーマ度浮ひょう		
51	日本酒度浮ひょう		

注：順序は、政令に規定順
は、検出部が電気式以外のものを除く